

参議院議員西島英利君提出平成二十一年十月に任命された中央社会保険医療協議会委員の選定に関する質問に対する答弁書

一について

社会保険医療協議会法（昭和二十五年法律第四十七号）第三条第一項第二号に規定する「医師、歯科医師及び薬剤師を代表する委員」とは、保険医療の担い手である医師、歯科医師及び薬剤師を代表して意見を述べることが出来る者を指すものであると認識している。

二について

お尋ねについては、医療関係団体に対し、厚生労働省において選定した委員候補者を提示して意見を求めたところ、社団法人日本医師会より再考を求める旨の意見があったことから、今般の委員任命の考え方を文書により説明し、理解を求めたところである。

平成二十一年十月に任命された中央社会保険医療協議会委員の選定に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十一年十一月十七日

西島英利

参議院議長 江田五月殿

平成二十一年十月に任命された中央社会保険医療協議会委員の選定に関する質問主意書

一 中央社会保険医療協議会法第三条第一項第二号にいう「医師、歯科医師及び薬剤師を代表する委員」とは、どのような委員を指すと考えているのか。政府の見解を明らかにされたい。

二 中央社会保険医療協議会法第三条第五項に「厚生労働大臣は、第一項（中略）第二号に掲げる委員の任命に当たっては地域医療の担い手の立場を適切に代表し得ると認められる者の意見に、それぞれ配慮するものとする。」とあるが、同大臣は今般の委員選定に当たり、いかなる者のいかなる意見にいかなる配慮をしたのか、または、しなかつたのかその事実を明らかにされたい。

右質問する。